

東京医療保健大学東が丘看護学部カリキュラム検討委員会規程

(設置)

第1条 東が丘看護学部の教育の質的向上に向けて、カリキュラムの充実及び教育環境の整備などについて検討するため、東が丘看護学部カリキュラム検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 教授会において任命する教員。
- (2) 東が丘事務部長。
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) カリキュラムの編成（シラバスの作成を含む）に関すること。
- (2) 成績・進級等学生の到達度評価に関すること。
- (3) 教育環境の整備（教材・教具を含む）に関すること。
- (4) その他。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、教授会において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を召集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は令和2年4月1日から施行する。